議会運営委員会。協議事項

平成 22 年 3 月 24 日

1 委員会付議案件の審査状況と本会議での取り扱いについて

2 その他

1	委員会付議案件の審査状況と本会議での取り扱いについて
2	議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、議員報酬の特例に関する条例の一部
	改正、政務調査費の交付に関する条例の一部改正、政務調査費の使途基準及び収支報告書等の閲覧に関する規程の一部改正について
3	議員提出議案について
4	請願の審査結果に対する異議の申し立ての取り扱いについて

常任委員会の閉会中所管事務の調査について

6 その他

名古屋市会

市会公報

第 24 号

平22. 3.24

本 会 議

本会議は、3月24日(水)午後2時から開議します。

議事日程

平成22年3月24日(水曜日)午後2時開議

		104-	- 1 0/1 2 1 1	()14年日)	T IX Z I I J J J J J J J J J J J J J J J J J
	第	1	平成21年請願領	第23号	中小企業零細業者救済のために、所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める件
	第	2	同	第25号	後期高齢者医療制度の廃止を求める国への意見書提出に関する件
0	第	3	同	第32号	国民健康保険と高齢者医療の改善を求める件(第1項、第2項及び第4項)
	第	4	平成21年請願領	第21号	障害児保育の充実を求める件 (第2項)
	第	5	同	第22号	公的保育制度の堅持を求める件(第1項、第4項、第5項 (1)、第7項(2)及び(6)イ)
	第	6	同	第24号	安心して子どもを産み育てられるよう保育の公的責任の堅 持と保育・学童保育施策の拡充を求める件(第2項前段)
	第	7	同	第31号	沙見が丘保育園を公立で建て替えることと緑区の待機児童 をなくすことを求める件(第1項(1))
7	第	8	平成22年第2	2号議案	特別職の秘書の職の指定等に関する条例の制定について
1	第	9	同 第2	3号 //	名古屋市職員定数条例の一部改正について
7	第1	0	同 第24	4号 #	特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正について
7	第1	1	同 第2	5号』	名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について
7	第1	2	同 第26	3号 11	職員の給与に関する条例等の一部改正について
7	第1	3	同 第2	7号 11	公立大学法人名古屋市立大学が徴収する料金の上限の変更 について
	第1	4	同 第28	3号 //	包括外部監査契約の締結について
	第1	5	同 第29	9号 //	名古屋市汚染土壌処理業許可申請手数料条例の一部改正に ついて
Δ	第1	6	同 第88	3号 //	名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の廃止について
7	第1	7	同 第89	9号 //	名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべ

き議員の数に関する条例の一部改正について

第79	平成22年議員提出議案第12号	名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の一部改
		正について
		0 —
第80	平成22年議員提出議案第13号	名古屋市市民税減税条例の一部改正について
		0
第81	平成22年議員提出議案第14号	地方議会議員年金制度の廃止に関する決議案
第82	同 第15号	トワイライトスクール事業者選定問題調査特別委員
		会の設置について
-		0

第83 常任委員会の閉会中所管事務の調査

報告

- 1 平成22年3月19日議決の「障害者自立支援の新たな制度設計に関する意見書」はじめ 5件の意見書については、同日付で国会及び関係行政庁に提出された。
- 2 議員提出議案第10号から第15号までは、本日議場に配付いたします。

△ 第18	平成22年第	9	0号	議案	名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する第
A Att 4 0					例の一部改正について
△ 第19	平成21年第	1 9	5号	11	住民分権を確立するための市政改革ナゴヤ基本条例の制定
					について
Mr o o	W-1000 FM		о П	- 1. p.j	
第20	平成22年第		2号		平成22年度名古屋市国民健康保険特別会計予算
△ 第21	同 第		3号		平成22年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算
第22	同 第		4号		平成22年度名古屋市老人保健特別会計予算
第23	同 第		5号		平成22年度名古屋市介護保険特別会計予算
△ 第24	同 第		2号		平成22年度名古屋市基金特別会計予算
第25	同 第		3号		平成22年度名古屋市用地先行取得特別会計予算
△第26	同 第	1	4号	11	平成22年度名古屋市公債特別会計予算
△ 第27	同 第	3	1号	11	名古屋市市税事務所設置条例の制定について
第28	同第	3	2号	11	全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれ
					に伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部改正につい
					7
第29	同 第	3	3号	11	関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への相模原市の加
					入及びこれに伴う関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会
					規約の一部改正について
△ 第30	同 第	3	4号	<i>]]</i>	地方債の起債に関する許可の申請について
第31	同 第	3	5号	"	地方債の起債に関する許可の申請について
第32	同 第	3	6号	"	福祉事務所設置条例の一部改正について
△ 第33	同 第	3	7号	11	名古屋市老人福祉施設条例等の一部改正について
△第34	同 第	3	8号	11	名古屋市身体障害者更生援護施設条例の廃止について
第35	同 第	3	9号	"	名古屋市国民健康保険条例の一部改正について
第36	同 第		7号		訴訟上の和解について
					O
第37	平成22年第		6号	議案	平成22年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
△第38	同 第	4	2号	11	名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について
△第39	同 第	4	3号	"	名古屋市子育て支援手当条例の廃止等について
△第40	同 第	4	4号	11	名古屋市立学校設置条例の一部改正について
△第41	同 第		5号		名古屋市科学館条例の一部改正について
第42	同 第		6号		名古屋市総合体育館条例の一部改正について
第43	同 第		17号		名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部改正に
7,5 1 0				45%	ついて
第44	同 第	1	8号	11	名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例の
MAAA	led No	-	07	5.50	一部改正について
					HINGERIC SV
第45	平成22年第		7 문	議案	平成22年度名古屋市農業共済事業特別会計予算
↑ 第46	同 第	3	1号		平成22年度名古屋市晨来共得事来特別会計了算平成22年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算
-	10 00 199050				
△第47	同 第		9号		名古屋市みどりが丘公園条例の一部改正について
△ 第48	[F] 弗	b	U方	11	1月上1日1月1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1
△第48	同第		0号		指定管理者の指定について

△第49	平成22年第	8号	義案	平成22	年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算
第50	同 - 第3	30号	11	名古屋	市特別会計条例の一部改正について
第51	同 第	5 2号	H	名古屋	市公設市場条例の一部改正について
第52	同 第	5 3 号	11	訴えの	提起について
△第53	同 第	5 4号	IJ	指定管	理者の指定について
				nontropics of	0
第54	平成22年第	9号	議案	平成22	年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算
第55	同 第1	10号	"	平成22	年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算
第56	同 第	56号	JJ	名古屋	都市計画事業有松土地区画整理事業施行条例及び名
				古屋都	市計画事業有松駅前第1種市街地再開発事業施行条例
				の一部	改正について
第57	同 第	57号	11	名古屋	市営住宅条例の一部改正について
第58	同 第5	58号	11	名古屋	市定住促進住宅条例の一部改正について
第59	同 第5	59号	11		出資について
第60	同 第6	60号	11	財産の	出資について
△第61	同 第6	51号	11		高速道路公社の基本財産の額の変更について
第62		6 2 号			市消防団条例の一部改正について
	7.000				0 —
△第63	平成22年第	1号	議案	平成22	年度名古屋市一般会計予算
△ 第64	平成22年第1	5 早春	 美安	₩ 	年度名古屋市病院事業会計予算
△ 第65		16号			年度名古屋市城西病院会計予算
△ 第66		10号		ALUKASON DAD	十没石占産川級西州院会司丁昇 市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
△第67	200	11号			市立病院条例の一部改正について
Z 270 1		117	"	一口座	
△第68	平成22年第2	0 문	 亲安	亚战22	年度名古屋市自動車運送事業会計予算
△第69		21号			年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算
△第70	9 35 No. 3505743	31号		***	平茂石百座中同歴度鉄道事業云前了昇 運送事業の経営健全化計画について
	HI 25:	17		日野中	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
△第71	平成22年第1	7号	義案	平成22	年度名古屋市水道事業会計予算
△第72	同 第1	8号	"	平成22	年度名古屋市工業用水道事業会計予算
第73	同 第 第 1	9号	11	平成22	年度名古屋市下水道事業会計予算
第74	同 第5	55号	<i>11</i>	名古屋	市水道給水条例の一部改正について
1 11111 - 111					O
△第75	平成22年議員	提出語	義案第	2号	名古屋市住民投票条例の制定について
					0 —
A 555 7 C	平成22年議員	提出語	議案第	3号	使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関
△第76					する条例の制定について
△第/6					
△ 第76					0
第77	平成22年議員	量提出:	義案第	10号	○
in the state of th	平成22年議員	員提出詞	議案第二	10号	○
in the second se	平成22年議員	員提出語	27/47	10号	○

特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する修正について

特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正についてに対 する修正

特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正についての一部を次のように修正する。

第2条の改正規定中第1号の改正規定を削る。

第3条の改正規定及び第4条の改正規定を削る。

附則第2項を削る。

附則第3項市長等及び職員の給料の特例に関する条例の改正規定のうち題名 の改正規定中「副市長等」を「市長等」に改め、第1条の改正規定を次のよう に改める。

第1条中「100分の10」を「100分の20」に改め、同条の次に次の1条を加える。

附則第3項市長等及び職員の給料の特例に関する条例の改正規定のうち第1条の2を加える改正規定(見出しを含む。)中「副市長等」を、「市長等」に、「第3条第3項」を「第3条第2項」に改め、同項を附則第2項とする。 附則に次の1項を加える。

(市長の給与の特例に関する条例の一部改正)

3 市長の給与の特例に関する条例(平成21年名古屋市条例第37号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「市長等及び職員の給料の特例に関する条例」を「市長等及び職員の給与の特例に関する条例」に改める。

名古屋市立病院条例の一部改正についてに対する修正について

名古屋市立病院条例の一部改正についてに対する修正

名古屋市立病院条例の一部改正についての一部を次のように修正する。

附則第1項中「(以下「施行日」という。)」を削り、同項ただし書に次の 1号を加える。

(4) 第4条第1項の改正規定(第1号の改正規定に限る。) 平成22年10月 1日

附則第2項中「施行日以後」を「平成22年10月1日以後」に、「施行日前」 を「同日前」に改める。

(経済水道委員会の報告)

名古屋市水道給水条例の一部改正についてに対する修正について

名古屋市水道給水条例の一部改正についてに対する修正

名古屋市水道給水条例の一部改正についての一部を次のように修正する。

附則第1項ただし書を次のように改める。

ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行し、この条例による改正 後の名古屋市水道給水条例(以下「改正後条例」という。)第1条の規定は、 同年3月22日から適用する。

附則第2項中「この条例による改正後の名古屋市水道給水条例」を「改正後 条例」に改める。 使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例の制定について に対する修正について

使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例の 制定についてに対する修正

使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例の制定について の一部を次のように修正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(目的)

- 第1条 この条例は、市への事前の申込み手続が必要な施策について、当該手続が終了した後に使用料、手数料その他徴収金の増額又は給付金等の減額(以下「使用料の増額等」という。)の改定をしようとするときは、条例等の施行まで一定期間以上置くことにより、市民生活を守ることを目的とする。(対象及び周知期間)
- 第2条 市長は、市民生活に重大な不利益を及ぼす使用料の増額等の改定に係る条例等を提案しようとするときは、条例等の施行まで、個々の施策に応じて必要な周知期間を置かなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(総務環境委員会、教育子ども委員会、経済水道委員会、都市消防委員会及び 財政福祉委員会の報告)

平成22年第1号議案平成22年度名古屋市一般会計予算に対する修正について

平成22年度名古屋市一般会計予算に対する修正

平成22年度名古屋市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条第1項中「1,034,844,000千円」を「1,034,482,742千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算 歳入の表の一部を次のように改める。

款	項	原案の額 千円	修正額 _{千円}	修正後の額千円
9 国庫支出金	2 補助金	19, 809, 941	△4,757	19, 805, 184
11 財産収入	2 財産売払収入	8, 859, 454	△2,000	8, 857, 454
15 諸収入	7 雑入	24, 316, 347	△354, 501	23, 961, 846
歳 入	合 計	1, 034, 844, 000	△361,258	1, 034, 482, 742

第1表 歳入歳出予算 歳出の表の一部を次のように改める。

款	項	原案の額 千円	修正額 _{千円}	修正後の額 _{千円}
2 総 務 費	1 総務管理費	28, 120, 739	△78, 219	28, 042, 520
3 健康福祉費	8 公衆衛生費	6, 654, 176	47, 361	6, 701, 537
4 子ども青少年費	1 子ども青少年費	122, 377, 646	△213, 494	122, 164, 152
5 環 境 費	1 環境保全費	6, 742, 816	△3,000	6, 739, 816
6 市民経済費	4 産 業 費	90, 329, 399	△59,704	90, 269, 695
8 住宅都市費	1 都市計画費	50, 792, 877	△100,000	50, 692, 877
	1 教育総務費	7, 994, 653	△33, 074	7, 961, 579
	2 小学校費	19, 138, 406	△1,839	19, 136, 567
10 教 育 費	3 中学校費	8, 233, 971	△1,839	8, 232, 132
	8 私学振興費	2, 933, 259	52, 300	2, 985, 559
	9 生涯学習費	19, 777, 733	30, 250	19, 807, 983
歳 出 台	計	1, 034, 844, 000	△361, 258	1, 034, 482, 742

(総務環境委員会の報告)

平成22年第1号議案平成22年度名古屋市一般会計予算に対する修正について

平成22年度名古屋市一般会計予算に対する修正

平成22年度名古屋市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算 歳出の表の一部を次のように改める。

		款			項	原案の額 千円	修正額 _{千円}	修正後の額千円
2	総	務	費	1	総務管理費	28, 120, 739	△78, 219	28, 042, 520
5	環	境	費	1	環境保全費	6, 742, 816	△3,000	6, 739, 816

1	款項	事 項	修正額 _{手門}	説明
	*	特別職の市長秘書の 設置	△10,324	削除
	総務費総務管理費	地域委員会のモデル 実施	△42,895	65,133千円→22,238千円
歳出	小○4万 目 上 貝	まるはち総がかり住 んでちょう!ナゴヤ 大作戦	△25,000	削除
	環境費 環境保全費	「日本一おいしい空 気のまち・なごや」 に向けた調査	△3,000	削除
	菏	度出減合計	△81,219	

(教育子ども委員会の報告)

平成22年第1号議案平成22年度名古屋市一般会計予算に対する修正について 平成22年度名古屋市一般会計予算に対する修正

平成22年度名古屋市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算 歳出の表の一部を次のように改める。

款	項	原案の額 千円	修正額 千円	修正後の額 _{千円} 122, 164, 152
4 子ども青少年費	1 子ども青少年費	122, 377, 646	△213, 494	
1	1 教育総務費	7, 994, 653	△33,074	7, 961, 579
	2 小学校費	19, 138, 406	△1,839	19, 136, 567
10 教育費	3 中学校費	8, 233, 971	△1,839	8, 232, 132
	8 私学振興費	2, 933, 259	52,300	2, 985, 559
	9 生涯学習費	19, 777, 733	30, 250	19, 807, 983

	款項	事 項	修正額 _{千円}	説明
	子ども青少年費 子ども青少年費	放課後子どもプランモ デル事業	△75, 762	追加実施を中止
		留守家庭児童健全育成 事業助成	9,000	増額
		トワイライトスクール の実施	45, 612	放課後子どもプラ ンモデル事業追加 実施中止に伴う増
		子ども医療費の助成	△192, 344	減額
競	教育費	海外演奏家等による音 楽鑑賞の推進	△3, 900	減額
出	教育総務費	郷土学習なごや科の推 進	△29, 174	削除
Ш	教育費 小学校費	学校支援委員会の設置	△1,839	削除
	教育費 中学校費	学校支援委員会の設置	△1,839	削除
	教育費 私学振興費	私立幼稚園就園奨励補助	52, 300	年収680万円以下 に5,000円上乗せ
	教育費 生涯学習費	自動車図書館	30, 250	継続実施
	歳出減合計		△167,696	-

(経済水道委員会の報告)

平成22年第1号議案平成22年度名古屋市一般会計予算に対する修正について

平成22年度名古屋市一般会計予算に対する修正

平成22年度名古屋市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算 歳出の表の一部を次のように改める。

	款	款項				原案の額 千円	修正額	千円	修正後の額千円
6	市民経済費	4	産	業	費	90, 329, 399	△59,	704	90, 269, 695

	款項	事 項	修正額 _{千円}	説明
歳	市民経済費産業費	まるはち総がかり 住んでちょう!ナ ゴヤ大作戦	△49,704	継続分は実施
出	, i	産業立地促進助成	△10,000	新規分を50%減
	歳出減合計		△59,704	

(都市消防委員会の報告)

平成22年第1号議案平成22年度名古屋市一般会計予算に対する修正について

平成22年度名古屋市一般会計予算に対する修正

平成22年度名古屋市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算 歳出の表の一部を次のように改める。

款	項	原案の額 _{千円}	修正額 _{千円}	修正後の額千円
8 住宅都市費	1 都市計画費	50, 792, 877	△100,000	50, 692, 877

/	款項	事 項	修正額 _{千円}	説明
歳	住宅都市費	力层駐車担奴登弗	△100,000	経営費の削減
出	都市計画費	久屋駐車場経営費		

(財政福祉委員会の報告)

平成22年第1号議案平成22年度名古屋市一般会計予算に対する修正について 平成22年度名古屋市一般会計予算に対する修正

平成22年度名古屋市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条第1項中「1,034,844,000千円」を「1,034,482,742千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算 歳入の表の一部を次のように改める。

款	項	原案の額 千円	修正額 _{千円}	修正後の額千円
9 国庫支出金	2 補助金	19, 809, 941	△4,757	19, 805, 184
11 財産収入	2 財産売払収入	8, 859, 454	△2,000	8, 857, 454
15 諸収入	7 雑入	24, 316, 347	△354, 501	23, 961, 846
歳 入	合 計	1. 034. 844, 000	△361,258	1, 034, 482, 742

第1表 歳入歳出予算 歳出の表の一部を次のように改める。

	款			項	原案の額 千円	修正額 _{于円}	修正後の額千円
3	健康福	祉費	8	公衆衛生費	6, 654, 176	47, 361	6, 701, 537
	歳	出	合	計	1, 034, 844, 000	△361, 258	1, 034, 482, 742

/	款項	事 項	修正額 _{千円}	説 明
	国庫支出金	放課後子どもプランモデル事 業	△17,040	追加実施の中止に 伴う減額
歳	補助金	トワイライトスクールの実施	12, 283	放課後子どもプラン モデル事業追加実施 の中止に伴う増額
	財産収入 財産売払収入	自動車図書館	△2,000	車両売払の取りやめ
入	_	第3子以降(3歳未満児)保育料	△276, 498	無料制度を継続
	M.	2段階保育料	△65,250	導入を取りやめ
	諸収入 雑入	まるはち総がかり住んで ちょう!ナゴヤ大作戦	△180	職員に係る自己負 担分の減額
	,,,,,,	放課後子どもプランモデ ル事業	△12,600	追加実施の中止に 伴う利用料の減
		自動車図書館	27	嘱託職員等に係る 自己負担分の増
	歳入減合計		△361,258	
歳	健康福祉費	子宮頸がんワクチン任意予防 接種費用の助成	36, 570	半額助成を全額助 成に増額
出	公衆衛生費	私立学校等における 結核健康診断補助	10, 791	見直しの取りやめ
Ш	歳出増合計		47, 361	



名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正 する条例

名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例(平成21年名古屋市条例 第4号)の一部を次のように改正する。

「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(理由)

この案を提出したのは、本市の厳しい財政状況等にかんがみ、議員報酬を減額して支給する必要があるによる。



名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年名古屋市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項を次のように改める。

3 前2項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員には、費用弁償を支給 しない。

附則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行日前にこの条例による改正前の名古屋市議会の議員の議員 報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第3項の規定に基づき支給事由の生 じた費用弁償については、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出したのは、本市の厳しい財政状況等にかんがみ、議員の会議又は委員会等への出席に係る費用弁償を支給しないこととする必要があるによる。

新 旧 対 照(改正案)現 (現 行)

名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条 例(抜すい)

(費用弁償)

第5条 (略)

- 2 (略)
- 3 前2項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員には費用弁償を が招集に応じて 支給しない。 議会の会議に出席したとき又は委員会等(名古屋市会委員会条例(昭 和24年名古屋市条例第5号)第4条から第7条まで及び第18条に規定 するものに限る。)に出席したときは、費用弁償として日額10,000円 を支給する。

新 旧 対 照(改正案)

名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例 (抜すい)

議長、副議長及び議員の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に おける議員報酬の月額は、名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年名古屋市条例第32号。以下「議員報酬条例」という。)第1条の規定にかかわらず、同条各号に規定する額から100,000円を減じた額とする。ただし、議員報酬条例第6条に規定する期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額は、議員報酬条例第1条各号に規定する額とする。



名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市会政務調査費の交付に関する条例(平成13年名古屋市条例第1号) の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1件につき10,000円以上の支出」を「当該支出」に改め、 同条第2項中「4月30日」を「5月6日」に改め、同項に次のただし書を加え る。

ただし、5月6日が休日等であるときは、その直後の休日等でない日とする。

附則

- 1 この条例は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の規定 は、施行日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付され た政務調査費については、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出したのは、政務調査費の透明性の向上を図るため、収支報告書に添付する領収書等の写しの対象を、すべての支出に係るものに拡大する必要があるによる。



名古屋市会政務調査費の使途基準及び収支報告書等の閲覧に関す る規程

名古屋市会政務調査費の使途基準及び収支報告書等の閲覧に関する規程(平成13年名古屋市会達第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「当該報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を 経過する日の翌日から」を「当該報告書等が提出された直後の6月30日から (会派が解散した場合にあっては、条例第5条第3項に規定する当該収支報告 書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日か ら)」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 閲覧者は、収支報告書等を複写又は撮影することができない。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市会政務調査費の使途基準及び収支報告書等の閲覧に関する規程第3条の規定は、施行日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

新 旧 対 照(改正案)

名古屋市会政務調査費の使途基準及び収支報告書等の閲覧に関す る規程(抜すい)

(収支報告書等の閲覧)

第3条 条例第8条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該報告書等が提出された直後の6月30日から(会派が解散した場合にあっては、条例第

5条第3項に規定する当該報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算

して60日を経過する日の翌日から)、することができる。

(閲覧方法等)

第7条 (略)

2 (略)

3 閲覧者は、収支報告書等を複写又は撮影することができない。

新 旧 対 照(改正案)現 行

名古屋市会政務調査費の交付に関する条例 (抜すい)

(収支報告書等)

- 第5条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別記様式により議長に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者は、当該支1件に出っき10,000円以上の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添付しなければならない。
- 2 収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年 5月6日 までに提出しなければならない。 ただし、5月6日が休日等であるときは、その直後の休日等でない日とする。
- 3 (略)

名古屋市市民税減税条例の一部改正につ いて 上記の議案を別添のとおり名古屋市会会議規則第14 条第1項の規定により提出する。 22 3.23 市会事務局 平成22年3月23日 斎藤まこと うえぞのふさえ とみた勝ぞう こんがれるいみ 市会議長 殿 隆 \mathbf{H}

名古屋市市民税減税条例の一部を改正する条例

名古屋市市民税減税条例(平成21年名古屋市条例第69号)の一部を次のよう に改正する。

題名を次のように改める。

平成22年度の名古屋市市民税に係る減税条例

第1条中「とともに、将来の地域経済の発展に資する」を削り、「市民税」を「平成22年度の市民税」に改める。

第3条第2項、第4条第2項及び第6条第2項中「名古屋市市民税減税条例」を「平成22年度の名古屋市市民税に係る減税条例」に改める。

附則第2項中「平成22年度以後の年度分の個人の市民税について」を「平成 22年度分の個人の市民税に限り」に改める。

附則第3項中「施行日以後」を「施行日から平成23年3月31日まで」に、 「同日以後」を「施行日から平成23年3月31日まで」に、「について」を「に 限り」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(理由)

この案を提出したのは、市民税減税が本市の深刻な財源不足を招き、市民の生活や福祉に重大な影響を及ぼす懸念が出たため、市民税減税は、恒久化することなく、平成22年度の市民税の減税とする必要があるによる。

議員提出議案(決議)一覧

平成22年2月定例会

/	件 名	提出者	提案説明	備考
7	地方議会議員年金制度の廃止に関する	民主、公明	民主	
1	決議(案)	八王、公历	五	

地方議会議員年金制度の廃止に関する決議 (案)

地方議会議員の年金制度は、昭和36年に法に基づきスタートし、翌年からは強制加入の制度として、これまで一定の役割を果たしてきたところである。

ところが、平成の大合併の大規模かつ急速な進展による議員数の減少と受給者数の増加等により、年金の財政状況は、急速に悪化し、平成14年度及び平成18年度の二度にわたり自助努力の限界ともいえる大幅な掛金の引き上げと給付の引き下げが行われた。それにもかかわらず、国の責任において措置すべき合併特例法の規定に基づく激変緩和措置が不十分であったことから、平成23年度には積立金が枯渇し、破綻が確実視されている。

このような中、このまま議員年金制度を維持し続けることとした場合、公費負担の引き上げが予想され、その負担が永続することから、国及び地方の厳しい財政状況を考慮すると、制度そのものを廃止することもやむを得ない。

よって、名古屋市会は、議員年金への加入が法によって強制されていることにかんがみ、廃止の際には特段の措置を講じた上で、地方議会議員年金制度の廃止をするよう要望する。

以上、決議する。

平成 年 月 日

名 古 屋 市 会